

令和4年度 文京区障害者地域自立支援協議会

第1回相談支援専門部会 次第

日時 令和4年7月15日（金）午後1時から

Zoomによるオンライン開催

- 1 開会挨拶 文京区障害者自立支援協議会 副会長 志村健一氏より
- 2 委員自己紹介 【資料第1号】
- 3 部会長及び副部会長の互選 【資料第2号】
- 4 議題
 - (1) 令和4年度自立支援協議会について 【資料第3号～第5号】
 - (2) 令和3年度文京区障害者基幹相談支援センター実績報告 【資料第6号】
 - (3) 令和3年度相談支援専門部会から親会への提言に係る回答について 【資料第7号-1～2】
 - (4) 令和4年度検討事項「全年代における切れ目のない支援」についての課題整理 【資料第0-2号】
- 5 その他 次回日程等

【後日委員回答まとめ後、追加資料電子送付予定】

【配付資料】

資料第0-2号 第1回相談支援専門部会 事前回答の依頼

- | | |
|---------|-------------------------------------------------------|
| 資料第1号 | 令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会
相談支援専門部会委員名簿 |
| 資料第2号 | 文京区障害者地域自立支援協議会 要綱 |
| 資料第3号-1 | 文京区障害者地域自立支援協議会について |
| 資料第3号-2 | 文京区障害者地域自立支援協議会 組織図 |
| 資料第3号-3 | 令和4年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール |
| 資料第3号-4 | 文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等 |
| 資料第4号 | 検討事項について |
| 資料第5号-1 | 文京区障害者地域自立支援協議会の体制見直しに伴う
相談支援専門部会「定例会議」の再編について（通知） |
| 資料第5号-2 | 定例会議の再編図 |
| 資料第6号 | 令和3年度 基幹相談支援センター実績報告 |
| 資料第7号-1 | 令和3年度相談支援専門部会から親会への提言に係る回答について |
| 資料第7号-2 | 子ども部会（仮）設立提案書 |

第 1 回相談支援専門部会 事前回答の依頼

議題 4 では、下記の検討事項について児童期・成人期・高齢期の 3 つの年代で分け、第 2 回及び第 3 回で深める検討課題の整理を行います。

その為、本部会で初めての試みとなりますが、部会開催前に委員の皆様よりご意見を集めさせていただきます。部会当日はご回答いただきましたご意見を用いて協議を行うことを予定しています。

つきましては、以下についてのご回答を QR コードより入れます Google フォーム、またはメール・FAX にてお願い致します。

記

令和 4 年度 相談支援専門部会の検討事項

相談支援に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステム等についての調査・研究・検討を行う。

全年代における切れ目ない支援を含む相談支援体制の強化について検討する

(1) 児童期の課題について

今後検討を深めていく必要のある課題の例：障害者サービス導入の際に児童期にどのような社会資源環境にいたのかがわからないなど

(2) 成人期の課題について

今後検討を深めていく必要のある課題の例：居住環境、家族の加齢、本人の医療的ニーズ、就労や通所の変化など制度上の年齢以外の切れ目など

(3) 高齢期の課題について

今後検討を深めていく必要のある課題の例：相談支援専門員とケアマネージャーの連動など

(4) その他ご意見

ご回答はこちらの QR コードより
Google フォームにてご回答ください

※メール・ファックスでの回答も可能です。裏面の用紙をご利用ください。

期限：令和 4 年 7 月 8 日（金）まで

第 1 回相談支援専門部会 事前回答

送信先 文京区障害者基幹相談支援センター 行

FAX 番号 : 03-5940-2904

e-mail : hope@bunkyo-kan.or.jp

委員名 : _____

(1) 児童期の課題について

今後検討を深めていく必要のある課題の例：障害者サービス導入の際に児童期にどのような社会資源環境にいたのかがわからないなど

(2) 成人期の課題について

今後検討を深めていく必要のある課題の例：居住環境、家族の加齢、本人の医療的ニーズ、就労や通所の変化など制度上の年齢以外の切れ目など

(3) 高齢期の課題について

今後検討を深めていく必要のある課題の例：相談支援専門員とケアマネージャーの連動など

(4) その他ご意見

**令和4年度 文京区障害者地域自立支援協議会
相談支援専門部会委員名簿**

役職	名前	所属先・役職
副会長	志村 健一	東洋大学社会学部社会福祉学科 教授
親会委員	樋口 勝	本富士生活あんしん拠点 管理者
親会委員	高田 俊太郎	文京地域生活支援センターあかり 施設長
親会委員	佐藤 澄子	文京区知的障害者相談員
	安部 優	リアン文京 課長 (相談支援専門員)
	山形 奈緒子	エナジーハウス (相談支援専門員)
	今井 惇也	小石川福祉作業所 主任 (相談支援専門員)
	田中 弘治	本郷福祉センター 主任 (支援員)
	関根 義雄	スタジオIL文京 理事
	本加 美智代	ヘルパーステーションケアワーク東京ケアワーク東京 課長
	阿部 智子	訪問看護ステーション けせら 統括所長
	水上 妙子	社会福祉協議会地域福祉コーディネーター
	井口 勝男	文京槐の会 あくせす 主任支援員 (相談支援専門員)
	向井 崇	放課後等デイサービス カリタス翼 管理者 (児童発達支援管理責任者)
区委員	渋谷 尚希	障害福祉課身体障害者支援係長 (身体障害者福祉司)
区委員	荒井 早紀	障害福祉課知的障害者支援係長 (知的障害者福祉司)
区委員	佐藤 祐司	予防対策課精神保健係長
区委員	小谷野 恵美	保健サービスセンター保健指導係長
区委員	松本 美紀	教育センター総合相談係長
事務局	菊池 景子	文京区障害者基幹相談支援センター
	關 亮太	
	田平 政彦	
	宮森 りつ子	

文京区障害者地域自立支援協議会要綱

19文福障第1705号	平成20年2月18日区長決定
19文福障第2191号	平成20年3月31日一部改正
23文福障第2692号	平成24年3月30日一部改正
24文福障第688号	平成24年6月01日一部改正
24文福障第2127号	平成25年1月24日一部改正
26文福障第3145号	平成27年3月30日一部改正
27文福障第2238号	平成28年2月01日一部改正
30文福障第2657号	平成31年3月15日一部改正
2019文福障第2982号	令和2年3月18日一部改正
2020文福障第2045号	令和2年12月18日一部改正
2021文福障第2084号	令和3年12月17日一部改正

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員とする。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 精神科医師 1名
- (3) 障害者相談員 2名
- (4) 別表第1に掲げる機関から推薦のあった者
- (5) 別表第2に掲げる職にある者
- (6) その他区長が必要があると認めた者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は3年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。
 - (1) 就労支援専門部会
 - (2) 相談支援専門部会
 - (3) 権利擁護専門部会
 - (4) 障害当事者部会
 - (5) 地域生活支援専門部会
- 3 部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。
- 4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 5 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。
- 6 第2項第1号から第4号までに規定する部会の部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する者及び公募により決定した者をもって構成する。
- 7 第2項第5号に規定する部会の部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する者をもって構成する。
- 8 前2項に規定する者のほか、部会長（部会長が定まっていない場合においては会長。以下この項において同じ。）が必要があると認めるときは、部会長は、協議会委員以外の者を部会員として指名することができる。
- 9 部会長は、必要があると認めるときは、部会に副部会長を置くことができる。この場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。
- 10 部会は、部会長が招集する。
- 11 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告し、副部会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 12 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。
- 13 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関等において処理する。
 - (1) 就労支援専門部会 文京区障害者就労支援センター
 - (2) 相談支援専門部会 文京区基幹相談支援センター

- (3) 権利擁護専門部会 文京区社会福祉協議会権利擁護センター
- (4) 障害当事者部会 文京区基幹相談支援センター
- (5) 地域生活支援専門部会 福祉部障害福祉課

14 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(守秘義務)

第8条 協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(公募手続)

2 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する公募の手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

福祉関係	文京区社会福祉協議会	1名
	民生・児童委員協議会	1名
	文京区家族会	1名
社会復帰・就業関係	飯田橋公共職業安定所	1名
	都立精神保健福祉センター	1名
事業者関係	区内指定一般相談支援事業者 区内指定特定相談支援事業者 区内障害福祉サービス事業者	5名以内
障害者支援施設関係	区内障害者支援施設	1名

別表第2（第3条関係）

区職員 委員	福祉部障害福祉課長 保健衛生部予防対策課長 文京保健所保健サービスセンター所長 教育推進部教育センター所長
区委託事業所等	区立大塚福祉作業所施設長又は区立小石川福祉作業所施設長 区立本郷福祉センター施設長 障害者就労支援センター所長 障害者基幹相談支援センター長

文京区障害者地域自立支援協議会について

1 設置目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として設置する。

2 設置時期

平成20年3月

3 協議会検討事項

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関すること。

4 会議運用

(1) 会議の公開

文京区障害者地域自立支援協議会は、原則、公開の会議とする。

(2) 傍聴者の定員及び受付方法

傍聴者の定員は、会場の規模に応じて決定する。傍聴者の受付は、会議開催の当日に会場において先着順に行う。

(3) 会議記録の取扱い

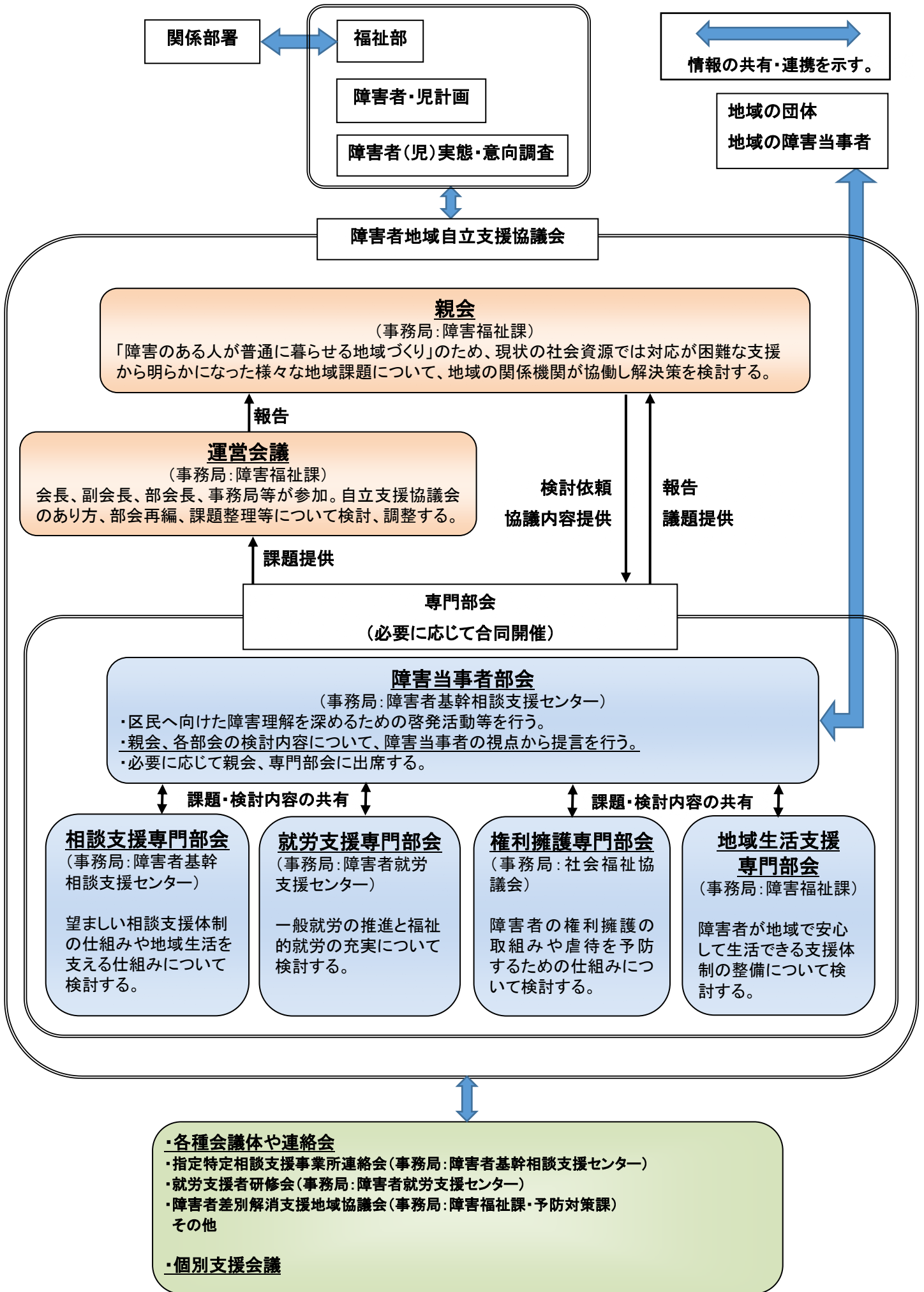
- ・ 障害者地域自立支援協議会（親会）においては、会議録を作成し、会議名、開催日時、開催場所、出席委員氏名、発言内容、その他必要と認めた事項を記載する。
- ・ 各専門部会においては、要点記録方式とする。
- ・ 会議記録及び要点記録の作成に当たっては、その内容の正確を期すため、出席した委員全員の確認を得るものとする。

なお、確認手続を経た会議記録及び要点記録は、行政資料として、資料と併せて行政情報センターに配架するとともに、区ホームページに掲載し、公開する。

(4) 委員の代理出席

委員の代理出席は、認めない。

令和4年度 文京区障害者地域自立支援協議会 組織図



令和4年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会 (親会)			第1回 (6/6)				第2回					第3回
障害当事者部会				第1回		第2回				第3回		
専門部会				第1回								
相談支援 専門部会				第1回					第2回			第3回
就労支援 専門部会				第1回					第2回			第3回
権利擁護 専門部会				第1回					第2回			第3回
地域生活支援 専門部会				第1回					第2回			第3回

検討依頼

・課題の説明(※)
・報告

課題に意見

・解決策の説明(※)
・報告

解決策に意

課題の説明(※)

課題に意見

解決策の説明(※)

解決策に意見

(※)「親会で優先して協議する課題」に関する専門部会のみ障害当事者部会と親会に対して課題の説明、解決策の説明を行う。
 「親会で優先して協議する課題」は第1回専門部会後の運営会議で決定する。
 ・その他の専門部会は検討事項に基づき協議を行い、親会において報告を行う。

文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
親会	委員委嘱(2年任期)		委員委嘱(1年任期)
	専門部会からの報告に対する協議		
	次期障害者・児計画に盛り込む施策の検討		前期障害者・児計画事業実績の評価
相談支援専門部会	相談支援に関する地域課題や支援困難事例等の解決に向けた仕組みの検討		
		指定特定相談支援事業所の聞取調査報告 コロナ禍での相談支援の意見交換	課題整理、子ども支援の部会設立の提言
	次期障害者・児計画に盛り込む施策の検討		前期障害者・児計画事業実績の評価
就労支援専門部会	就労を通じた社会参加を促進するため、職場体験、チャレンジ雇用等、多様で柔軟な仕組みの検討		
		障害者就労支援ハンドブックの作成	
	次期障害者・児計画に盛り込む施策の検討		
権利擁護専門部会	成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みの検討		
	成年後見制度の課題整理等		障害当事者委員の体験談報告、意見交換 (障害当事者部会と合同開催)
	次期障害者・児計画に盛り込む施策の検討		前期障害者・児計画事業実績の評価
障害当事者部会	区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動の実施		障害当事者委員の体験談報告、意見交換 (権利擁護専門部会と合同開催)
	民生・児童委員協議会との交流会の検討、今後の活動目的や方向性の検討		
地域生活支援専門部会	本富士地区の地域課題への対応の検討		本富士地区、駒込地区及び富坂地区 の地域課題への対応の検討
	駒込地区の地域課題への対応の検討		

令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会

各専門部会の検討事項について

令和4年度の各専門部会の検討事項は、下記の事項とし、検討事項については、文京区障害者地域自立支援協議会（親会）へ検討の進捗状況等を報告する。

また、各専門部会は、検討事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

記

1 相談支援専門部会

相談支援に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステム等についての調査・研究・検討を行う。

全年代における切れ目ない支援を含む相談支援体制の強化について検討する。

2 就労支援専門部会

就労に関する支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

障害者就労支援ハンドブックの周知啓発及び福祉的就労の充実について検討する。

3 権利擁護専門部会

権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

障害当事者及び関係団体等の意見を踏まえて成年後見制度と意思決定支援の課題について検討する。

4 障害当事者部会

障害理解を深めるための啓発活動等についての検討を行う。

他専門部会や関係団体等と協同して開催し、障害当事者の視点から障害福祉に係る諸課題について検討する。

5 地域生活支援専門部会

障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築について検討を行う。

令和4年度に地域生活支援拠点を設置する大塚地区及び駒込・富坂地区の地域課題への対応について検討する。

文京区障害者地域自立支援協議会
各関係機関 施設長・所長・代表者 各位

文京区障害者地域自立支援協議会
相談支援専門部会事務局

文京区障害者地域自立支援協議会の体制見直しに伴う
相談支援専門部会「定例会議」の再編について(通知)

日頃より文京区障害者地域自立支援協議会相談支援専門部会の運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当相談支援専門部会では、これまで①地域の相談支援ネットワークの強化、②相談支援に関する研修機能、③地域課題の抽出を目的とした「定例会議」を開催してまいりましたが、令和4年度より体制を見直し、従来の「定例会議」を機能別に再編することと致しました(別添 定例会議再編図 をご参照ください)。①②は障害者基幹相談支援センターが開催する研修にて、③は既存の各種会議体や連絡会及び個別支援会議から、これまでとは異なる新たな形式で目的を果たしていくこととなりました。

これまでの「定例会議」運営にご協力頂きまして、誠にありがとうございました。今後は下記の機会をご活用いただきたく存じます。開催案内は別途通知させていただきますので、「定例会議」と同様のご支援・ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

記

■「定例会議」に代わる令和4年度からの研修体

○事業所実践報告会(年度2回実施予定)

区内支援機関の職員から実践報告をしていただき、取り組み内容や連携方法を知る。グループワークで参加者と意見交換を通じたネットワーク作りを行う。

○指定特定相談支援事業所連絡会事例検討会(年度3回実施予定)

区内指定特定相談支援事業所の職員から事例を提出していただき、グループワークで検討。スーパーバイザーからの助言を得、支援の質の向上を図る。

【添付資料】

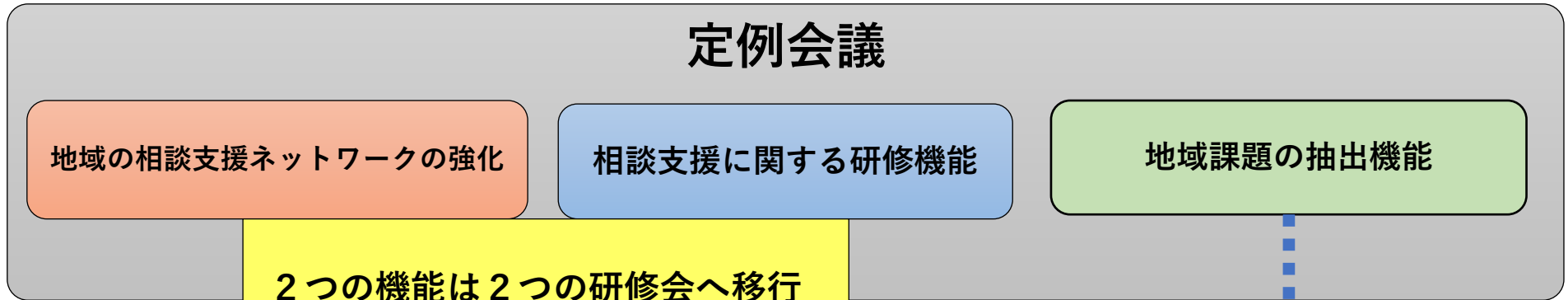
- ・令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会 組織図
- ・定例会議の再編図

【問合せ・連絡先】

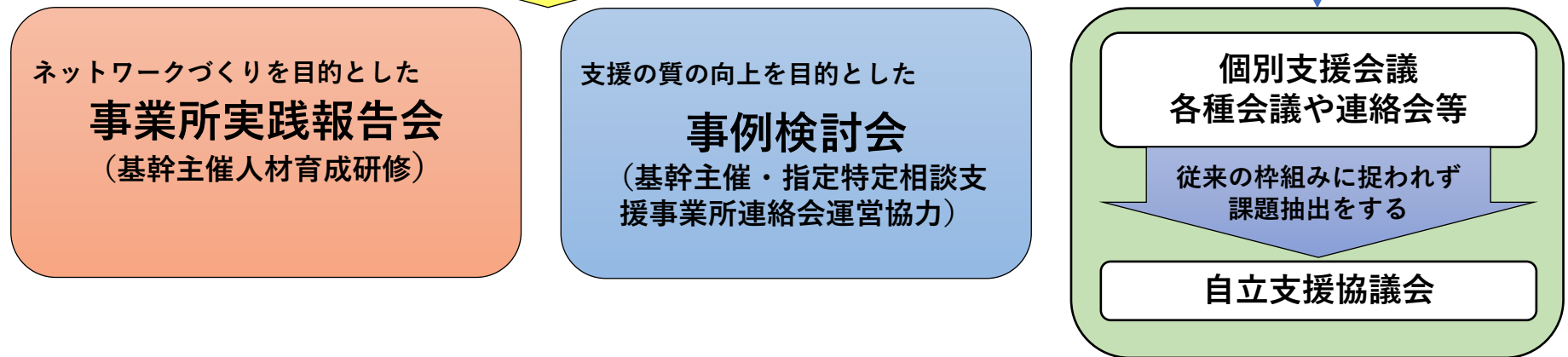
〒112-0006 文京区小日向 2-16-15
文京区障害者基幹相談支援センター
担当:菊池・關・田平
TEL (5940)2905 Fax (5940)2904
E-mail hope@bunkyo-kan.or.jp

定例会議の再編図

(令和3年度まで)



(令和4年度)



2021年度 文京区障害者基幹相談支援センター 実績報告

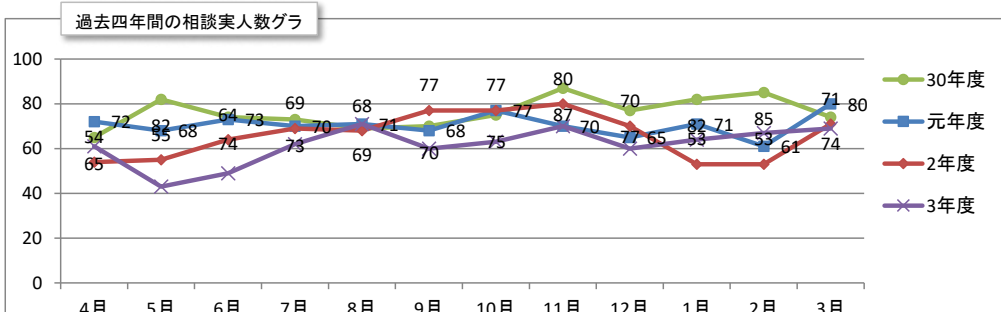
1.総合相談支援業務

(1) 相談実人数 21年度:延べ739人(20年度791人。前年度比93.42%)

単位:人

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均
相談実人数	30年度	65	82	74	73	69	70	75	87	77	82	85	74	913人	76.08人
	元年度	72	68	73	70	71	68	77	70	65	71	61	80	846人	70.50人
	2年度	54	55	64	69	68	77	77	80	70	53	53	71	791人	65.92人
	3年度	61	43	49	62	71	60	63	70	60	64	67	69	739人	61.58人

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均
上記相談実人数のうち、新規相談者数	30年度	8	14	7	10	9	10	19	15	10	13	16	7	138人	11.50人
	元年度	11	8	10	7	11	11	13	11	6	6	9	8	111人	9.25人
	2年度	4	6	19	11	8	13	10	14	7	10	5	14	121人	10.08人
	3年度	10	9	4	8	14	5	6	6	5	8	10	7	92人	7.67人



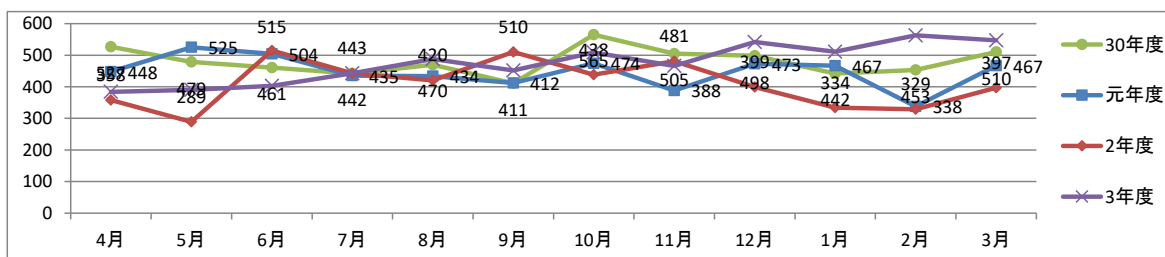
・相談実人数、新規相談者は減少傾向だが、総相談件数は800件程増加。過去一番多かった平成30年度に近い数値となっている。

・新規相談者数の減少は緊急事態宣言によるものか、地域生活支援拠点が3か所整備されたからなのか、検証が必要。

(2) 総相談件数 21年度:延べ5,698件(20年度 4,913件。前年度比115.97%)

単位:件

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均
総相談件数	30年度	527	479	461	442	470	411	565	505	498	442	453	510	5,763件	480.25件
	元年度	448	525	504	435	434	412	474	388	473	467	338	467	5,365件	447.08件
	2年度	358	289	515	443	420	510	438	481	399	334	329	397	4,913件	409.42件
	3年度	384	390	403	443	488	452	509	466	542	511	563	547	5,698件	474.83件



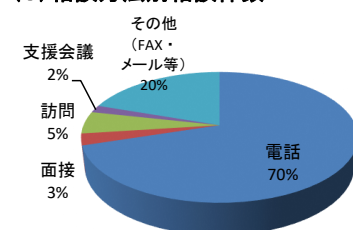
(3) 相談方法別相談件数

	3年度			2年度			元年度			30年度	
	実数	年度割合	前年度からの増加率	実数	年度割合	前年度からの増加率	実数	年度割合	前年度からの増加率	実数	年度割合
電話	3,994	70.09%	8.12%	3,694	75.19%	-8.13%	4,021	74.95%	-9.17%	4,427	76.82%
面接	163	2.86%	25.38%	130	2.65%	-19.75%	162	3.02%	-22.12%	208	3.61%
訪問	313	5.49%	17.67%	266	5.41%	-20.60%	335	6.24%	-14.76%	393	6.82%
支援会議	104	1.83%	14.29%	91	1.85%	-22.22%	117	2.18%	-15.22%	138	2.39%
その他(FAX・メール等)	1,124	19.73%	53.55%	732	14.90%	0.27%	730	13.61%	22.28%	597	10.36%
合計	5,698	100%		4,913	100%		5,365	100%		5,763	100%

・面接、訪問、支援会議等が例年に近い数値に戻り、対面での支援が全体の1割となっている。

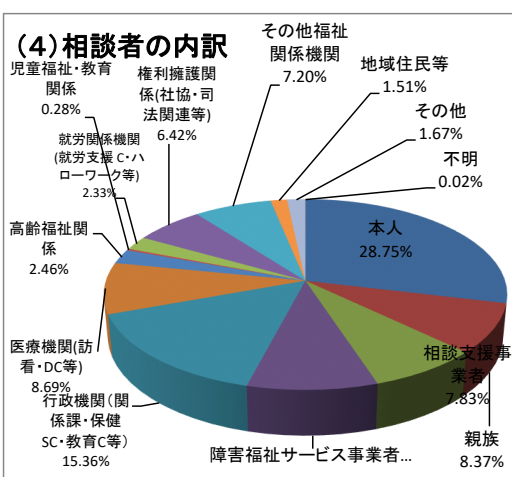
・7割が電話、2割がメールとなっている。メールでの情報共有が増えており、各支援者と顔がつながり早期に支援チームができることで、電話よりもメール等にてやりとりする機会が増えたためと考えられる。

(3) 相談方法別相談件数



(4) 相談者の内訳

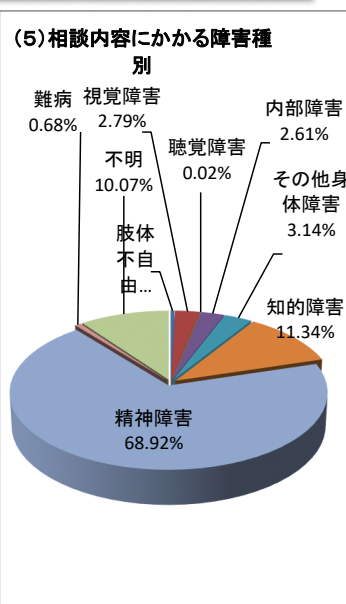
(人)	3年度		2年度		元年度		30年度	
	実数	年度割合	実数	年度割合	実数	年度割合	実数	年度割合
本人	1,638	28.75%	1,311	26.68%	1,684	34.28%	1,848	34.45%
親族	477	8.37%	548	11.15%	545	11.09%	726	13.53%
相談支援事業者	446	7.83%	626	12.74%	553	11.26%	620	11.56%
障害福祉サービス事業者	520	9.13%	280	5.70%	296	6.02%	369	6.88%
行政機関(関係課・保健SC・教育C等)	875	15.36%	888	18.07%	1,014	20.64%	1,073	20.00%
医療機関(訪問・DC等)	495	8.69%	360	7.33%	560	11.40%	447	8.33%
高齢福祉関係	140	2.46%	173	3.52%	88	1.79%	111	2.07%
児童福祉・教育関係	16	0.28%	4	0.08%	18	0.37%	30	0.56%
就労関係機関(就労支援C・ハローワーク等)	133	2.33%	121	2.46%	122	2.48%	179	3.34%
権利擁護関係(社協・司法関連等)	366	6.42%	240	4.88%	211	4.29%	188	3.50%
その他福祉関係機関	410	7.20%	214	4.36%	102	2.08%	69	1.29%
地域住民等	86	1.51%	86	1.75%	83	1.69%	66	1.23%
その他	95	1.67%	61	1.24%	88	1.79%	36	0.67%
不明	1	0.02%	1	0.02%	1	0.02%	1	0.02%
合計	5,698	100.0%	4,913	100.0%	5,365	109.2%	5,763	107.4%



- ・権利擁護関係が増加している。中核機関ができたことで具体的に支援が進み司法関係との連携や、権利擁護センターとの協働が増えている。
- ・障害福祉サービス事業者、医療機関が増加。コロナ禍により退院支援等の病院との連携が進まないが、サービス事業者や訪問看護等の地域の事業所との連携が増えた。
- ・その他の福祉関係者が増えているのは、「地域生活支援拠点」が整備され連携が増えたためである。

(5) 相談内容にかかる障害種別

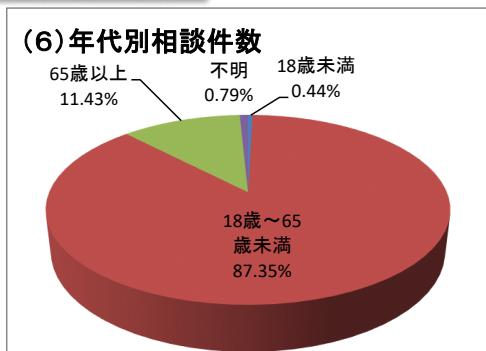
(件)	3年度		前年度からの増加率	2年度		前年度からの増加率	元年度		前年度からの増加率	30年度	
	実数	年度割合		実数	年度割合		実数	年度割合		実数	年度割合
肢体不自由	24	0.42%	-45.45%	44	0.90%	-89.74%	429	8.00%	361.29%	93	1.61%
視覚障害	159	2.79%	160.66%	61	1.24%	10.91%	55	1.03%	-24.66%	73	1.27%
聴覚障害	1	0.02%	-80.00%	5	0.10%	25.00%	4	0.07%	-85.19%	27	0.47%
内部障害	149	2.61%	186.54%	52	1.06%	333.33%	12	0.22%	20.00%	10	0.17%
その他身体障害	179	3.14%	1527.27%	11	0.22%	-82.81%	64	1.19%	-55.86%	145	2.52%
知的障害	646	11.34%	-37.22%	1,029	20.94%	24.43%	827	15.41%	19.34%	693	12.02%
精神障害	3,927	68.92%	30.99%	2,998	61.02%	-4.25%	3,131	58.36%	-23.62%	4,099	71.13%
難病	39	0.68%	875.00%	4	0.08%	-83.33%	24	0.45%	4.35%	23	0.40%
不明	574	10.07%	-19.04%	709	14.43%	-13.43%	819	15.27%	36.50%	600	10.41%
合計	5,698	100%		4,913	100%		5,365	100%		5,763	100%



- ・身体障害、難病については、相談者の顔ぶれによって増減している。身体障害者の割合は例年の10%前後となっている。
- ・増加していた知的障害が減。一方精神障害は1,000件近く急増して7割弱を占めている。
- ・精神障害者の中には自閉症スペクトラム障害や注意欠如多動性症候群も含まれる。今後は「精神障害者」の内訳を見ていく必要も出てくる。
- ・困難事例対象者は、コミュニケーションに課題のある人がほとんどで、結局「精神障害者」の面がクローズアップされることになる。

(6) 年代別相談件数

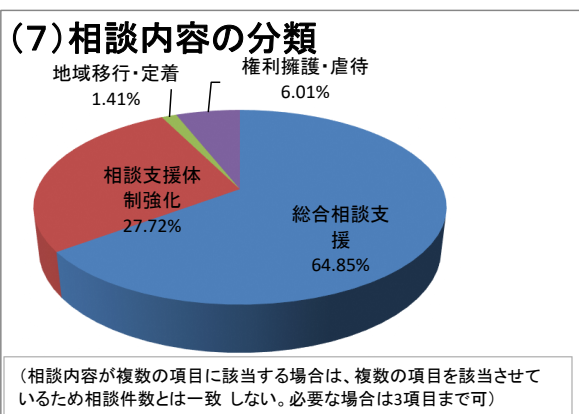
(件)	3年度	2年度	元年度	30年度
18歳未満	25	65	30	51
18歳～65歳未満	4,977	4,360	4,926	5,301
65歳以上	651	410	360	274
不明	45	78	49	137
合計	5,698	4,913	5,365	5,763



- ・主な対応は18歳～65歳未満の成人となるが、65歳以上の高齢の障害者支援が増加傾向にある。

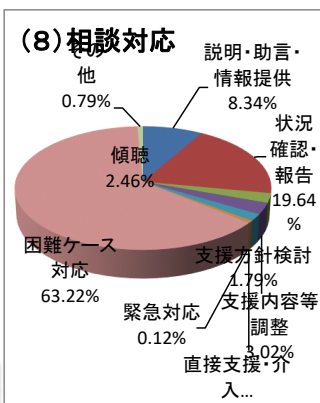
(7) 相談内容の分類 (件)	3年度	2年度	元年度	30年度
総合相談支援	6,861	7,127	7,485	8,438
相談支援体制強化	2,933	2,692	2,668	2,917
地域移行・定着	149	222	566	702
権利擁護・虐待	636	275	350	261
合計	10,579	10,316	11,069	12,318

・コロナ禍が影響し、引き続き地域移行・定着が大幅減となった。
 ・権利擁護・虐待が増加したのは、成年後見や虐待に関する支援が増えたためである。



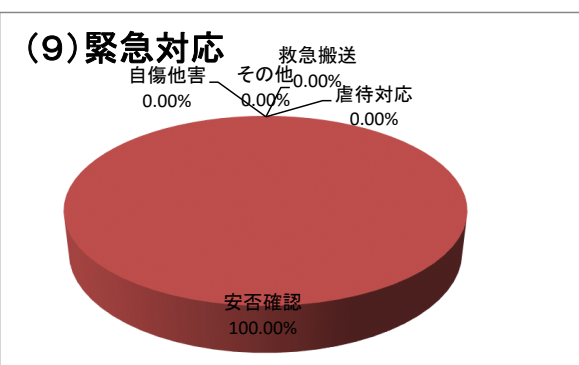
(8) 相談対応 (件)	3年度		前年度からの増加率	2年度		前年度からの増加率	元年度		前年度からの増加率	30年度	
	実数	年度割合		実数	年度割合		実数	年度割合		実数	年度割合
説明・助言・情報提供	475	8.34%	-6.86%	510	10.38%	27.18%	401	7.47%	-3.37%	415	7.20%
状況確認・報告	1119	19.64%	-21.03%	1417	28.84%	6.70%	1328	24.75%	3.35%	1285	22.30%
傾聴	140	2.46%	18.64%	118	2.40%	-65.60%	343	6.39%	5.86%	324	5.62%
支援内容等調整	172	3.02%	-49.56%	341	6.94%	-42.20%	590	11.00%	0.00%	590	10.24%
支援方針検討	102	1.79%	-22.73%	132	2.69%	-29.41%	187	3.49%	3.89%	180	3.12%
直接支援・介入	36	0.63%	71.43%	21	0.43%	-40.00%	35	0.65%	20.69%	29	0.50%
緊急対応	7	0.12%	-80.00%	35	0.71%	-47.76%	67	1.25%	252.63%	19	0.33%
困難ケース対応	3602	63.22%	55.26%	2320	47.22%	-2.64%	2383	44.42%	-17.31%	2882	50.01%
その他	45	0.79%	136.84%	19	0.39%	-38.71%	31	0.58%	-20.51%	39	0.68%
合計	5,698	100%		4,913	100%		5,365	100%		5,763	100%

・困難ケース対応が約1.5倍に増加した。相談実人数や新規相談は減少しているが、支援方針が見いだせない伴奏型支援が増えているためと考えられる。

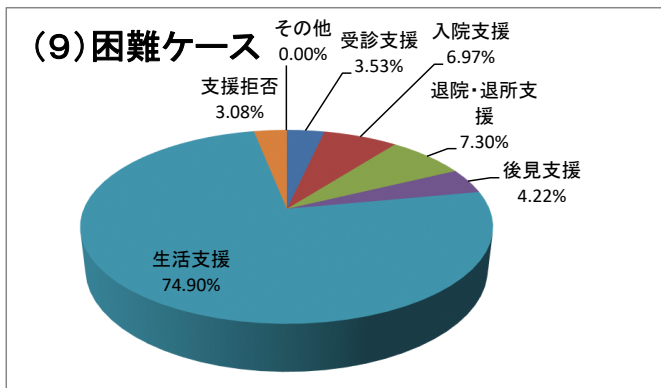


(9) 緊急対応・困難ケースの対応 (件)	3年度	2年度	元年度	30年度
	緊急対応	7	35	67
自傷他害	0	0	2	0
安否確認	7	1	13	1
虐待対応	0	0	11	7
救急搬送	0	0	14	7
その他	0	34	27	4
計	7	35	67	19

・困難ケースの内訳で生活支援が多いのは、支援を完全に拒否してはいるが関係づくりにかなり苦慮している人に対する動きをこの項目に集約しているからである。
 ・困難ケースの生活支援は昨年度から比べ1.76倍に増加。支援方針が見いだせない伴奏型支援が増えた結果と考えられる。



(9) 困難ケース (件)	3年度	2年度	元年度	30年度
	困難ケース	3602	2320	2383
受診支援	127	104	68	52
入院支援	251	70	51	132
退院・退所支援	263	482	804	1098
後見支援	152	83	63	29
生活支援	2698	1532	1310	1328
支援拒否	111	49	87	243
その他	0	0	0	0
計	3602	2320	2383	2,882



※困難ケース対応は、次に該当する事例を集計している。
 ア 身体状況が重篤にもかかわらず入院や受診を拒否し、説得を続けるために時間を要した場合
 イ 利用者又は介護者等の状況から障害福祉サービス等の導入を要するにもかかわらず、利用者本人又は介護者等が拒否し、説得に時間を要した場合
 ウ 精神疾患等により理解力が低下しているため、繰り返し説明や支援が必要で時間を要した場合
 エ 受診、入院又は施設等への入退所に家族等に依頼できない(遠方や非協力的)場合で、受診、入院又は入退所に支援が必要で時間を要した場合
 オ 体調の急変により食事が摂れていないなど、やむを得ず身の回りについての支援で時間を要した場合
 カ 精神疾患等により片付けられないため室内が不衛生状態等で、支援が必要で時間を要した場合
 キ 成年後見、安心サポート利用等に関し、説明に時間を要した場合又は必要書類を探すために室内に入り時間を要した場合並びに手続等の支援に時間を要した場合

2. 開催講座・会議等件数等	3年度	2年度	元年度	30年度
出席会議	67	80	129	123
支援会議開催	24	21	31	21
支援会議参加	80	69	86	117
参加研修	47	31	54	65
出張講座	0	0	5	1
基幹周知活動	5	1	4	8
ピアカウンセリング	0	0	38	29
開催研修	8	2	3	4
障害支援区分認定調査	23	19	16	15

・年数を重ねるごとに、膠着状態の対応者が増えていき、実際の対応に追われるようになってきた。

・ピア活動が引き続きの課題となるが、人材育成のための開催研修を積極的に行った。

令和3年度開催研修

1. 虐待防止研修(出張研修) 2回
2. 講演会(文京家族会MCA家族のひろば合同企画) 2回
3. 実践報告会 1回
4. 事例検討会 3回

令和 3 年度相談支援専門部会から親会への提言に係る回答について

令和 3 年度相談支援専門部会検討事項

「障害児から成人への切れ目のない支援を含む相談支援体制の強化について検討する」。

1 ふみの輪（障害児支援から成人への相談支援体制）

- ・ 家族や支援者に対して十分に周知されていない。
 - ・ 支援の移行時に十分に活用されていない。
 - ・ 教育と福祉の連携の必要性。
- オンライン化等(アプリ等のツール活用も含め)、共有する仕組みの工夫が必要。

【回答】

令和 3 年度第 3 回障害者地域自立支援協議会における教育センター所長の発言概要

：「ふみの輪」は教育センターで策定しており、ボリュームは多いが必要なところだけでも活用してほしいと利用者に案内している。小学校の先生方に対しても「ふみの輪」があるということのお知らせはしているが、周知がまだ十分ではないというご意見をいただいたため、様々な機会において「ふみの輪」の紹介や案内をしていきたい。

また、オンライン化のご提案をいただいたため、これをキーワードとしてより使いやすい「ふみの輪」について今後さらに検討していきたい。

2 介護保険制度への移行（障害福祉から介護保険への相談支援体制）

- ・ 介護保険への移行についての不安や心配事がある。
 - ・ 介護保険への移行における障害者への理解。
 - ・ 相談支援専門員とケアマネージャーの連携（障害福祉と高齢福祉の連携）
- ケアマネージャーが障害者支援に関わる姿勢について研修、勉強会の開催が必要。
相談支援専門員とケアマネージャーがお互いを知る機会が必要。
両者がケアプランを立てる“ダブルケアマネ”の必要性。

3 新規委員

- ・ 令和 3 年度は障害児支援に係る委員を加え、新たな課題が表出。
- ・ 今後、高齢福祉に係る委員など、新規委員選出の検討が必要。

【2、3に対する回答】

令和 4 年度相談支援専門部会の検討事項「全年代における切れ目のない支援を含む相談支援体制の強化について検討する。」に基づき、障害福祉と高齢福祉・介護保険との連携について引き続き検討いただきたい。

また、必要に応じて関係する区職員、事業所職員等に出席を依頼すること。

4 文京区組織間連携

障害福祉分野だけで解決できない課題が蓄積されている。障害のある方の人生を支援するにあたり、どのような組織間連携が求められるのか。

5 他専門会議体への検討依頼

相談支援専門部会のみで解決できない課題を、専門会議体へ相談支援専門部会から検討依頼する必要性はないか。依頼した検討内容結果を部会でも確認する。

(例：住まいの課題→居住支援協議会、地域移行→地域移行支援検討会議、
計画相談→指定特定相談支援事業所連絡会等)

【4、5 に対する回答】

障害福祉分野又は障害者地域自立支援協議会において取り上げられた課題が障害福祉課以外の組織又は会議体の所管である場合、課題の内容について障害福祉課から関係する組織又は会議体に情報提供を行う。(組織図上部の「自立支援協議会⇔福祉部⇔関係部署」の関係性を参照。)

6 子ども支援の部会設立

障害児支援ネットワークからの報告を受け、行政や専門職、地域で活動する方々と障害児(子ども)について協議できる場が必要であるとの結論に至る。地域でキャッチしたニーズや課題を、行政や専門職と連携し合って支援する必要性がある。自立支援協議会に障害児支援(子ども)支援の部会設立を提言する。

【回答】

文京区障害児支援ネットワークから障害者地域自立支援協議会に対する「子ども部会(仮)設立提案書(別紙)」の内容に基づき、障害福祉課において文京区障害児支援ネットワークと協働して設立の検討を行う。

文京区障害者地域自立支援協議会
高山 直樹 会長

文京区障害児支援ネットワーク
向井 崇
(放課後等デイサービス カリタス翼)

子ども部会（仮）設立提案書

表題の件につきまして、下記の通り提案いたします。ご検討の程、よろしくお願いいたします。

記

1. 現状、背景

文京区障害児支援ネットワーク（略：児ネット）は2016年から「ライフステージに応じて支援者が変わっても一貫性のある支援が受けられる体制づくり」を目指してきました。児ネットでの支援者同士の交流を通して、障がいのある子ども達とご家族をとりまく現状に多くの課題があることが改めて浮き彫りになりました。児ネットでこれまで挙げられた主な課題は以下の通りです。

- 連携（縦横連携）の課題：教育分野との連携の必要性。様々な「計画」に繋がりが無い。アセスメント情報が官民、医療・教育・福祉で共有されない。成人支援と障害児支援の連携に課題。
- 資源不足：支援の受け皿が不足。24H体制でないなど現行サービスにも限界がある。
- 支援体制の課題：困難事例が増える一方で、人員不足でニーズに答え切れていない。
- 保護者の相談・支援不足：家族を支える仕組みや、保護者と一緒に考える場が不足している。障がいをもった子の数が少なく、子どもゆえに十分に主張・発信できない。保護者も発信する機会、余力がなく、困り感が伝わりにくい。「相談前相談」の場が必要。
- 文京区独自の課題：両親就労家庭が多く、保育園、学童保育、放課後等デイサービスとの併用率が高い。経済力でカバーできるなど障がいや家族の問題が結果的に隠され、結果的に家族が抱えることになる。

2. 提案

以上のような障がいをもった子どもの生きにくさを地域の課題として捉え、「幼児教育」「教育機関」「福祉」が共に集まり抱えている課題を出し合う場として、文京区障害者地域自立支援協議会に子ども部会（仮称）を設置することを提案いたします。

3. 目標

- 長期目標：障がいをもった子どもの特性理解に基づくライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築を目指します。つまり、「点」の支援を「線」にし、ネットワークで支える相談支援体制作りを目指します。
- 短期目標：「幼児教育」「教育機関」「福祉」が集まり、多岐にわたる課題の整理を行います。そのため、支援者同士の顔の見える関係を作り（官民連携・縦横連携）、アンケートや事例検討、あるいは当事者・ご家族の声から障がい児の子育ての実態を把握します。また、準備段階から文京区教育センターの協力を依頼します。

以上

令和4年度検討事項「全年代における切れ目のない支援」についての課題整理 事前回答一覧

(1) 児童期の課題について			
支援を望まない、支援に繋がりにくい親へのアプローチをどのようにしていくのか	親の障害受容、導入前のアプローチ		
本人及び親の今後のニーズを把握しにくい。 また、本人と親のニーズが違って、ニーズのすり合わせが上手くできない。 児童にも親にも支援が必要と考えるが、担当者一人で両者への支援はどっちつかずになり、それぞれに支援者が別の担当が良いと考えられること。	本人と家庭の仲介		
未記入			
・働く親が増えており特別支援学級が終わった後の時間に、行くところがないという声がある。何か資源はないか。 ・放課後等デイはあるが、送迎付きでなければ使いづらい。移動支援はあるが同じ時間帯の需要が高いため集中してしまうなどの課題がある。		ニーズの集中、資源不足	
成人になった際の情報が学校からの資料のみとなっている現状がある。高等部の進路段階で学校側にも協力してもらい相談支援専門員を付けるかたちは難しいのでしょうか。その他、資料にも記載があるふみの輪が浸透すれば改善されるのではないのでしょうか。		セルフプラン	引継ぎ方法、ふみの輪
・その子の人生の早初期の気づきと対応についての課題：保護者や支援者がその子の発達の偏りや育てにくさを感じとったとき、どこに相談すればよいのか？人生早初期の経験は将来に大きく影響することを考えると、最初の入り口をしっかりと整備することが必要ではないか。 ・「マイファイルふみの輪」についての課題：作成する保護者の負担が大きく、ホームページからダウンロードできるが自主的に作成しているケースに出会うことは少ない（実際には事業者が印刷して手渡し、インテーク時に持参していただいている）。また、障害受容の困難なご家庭では作成そのものが難しい。 早期の支援で重要な保健サービスセンターからの情報がふみの輪に反映されていないので、生育歴を再度聴取することが必要になる。 学齢期になってからの課題として、「マイファイルふみの輪」が教育の「個別的教育指導計画」と連動していない。都立特別支援学校ではマイファイルふみの輪のプロフィールシートを教育指導計画と連動させているケースもあるが、区立の小中学校でも個別的教育指導計画を立案する際には参考にできると良い。就学相談記録・就学支援シートもふみの輪と一緒に管理できるとよい。 また、「マイファイルふみの輪」は保護者が作成するため保護者の願いを知ることやご家庭を中心とする過ごし方を知るには役立つが、ご本人の障がい特性を含めた客観的なアセスメント情報が不足する傾向にある。就学支援シートのように支援者が記入する様式をまとめておくことも必要か。発達検査の結果なども一元管理でき、成人期に引き継げれば、障害者サービス導入時に児童期の発達の様子をしっかりと把握することが可能となると思われる。 ・子どもに関わる計画の連動性についての課題：児童期には、「サービス等利用計画」「個別的教育指導計画」そして「児童発達支援計画」あるいは「放課後等デイサービス計画」（個別支援計画）が事業所ごとにあり、計画がたくさんある割にはそれぞれが連動していない。保護者の願いは同じはずで、その目標に対してどのようにアプローチするかはそれぞれの支援者によって変わってくるのは当然だが、支援の方針や注意点（課題行動など）は共通するはずである。学校や福祉で対応に一貫性がなく、お子さんが混乱するケースがよくある。幼児期・学童期の課題が未解決のまま成人期を迎えることが問題である。そのためにも、関係者がその子の課題を整理し、目標と方針を定めていくための担当者会議は、マンパワーと時間が不足する現場ではなかなか開催されない。 ・個人情報の課題：切れ目のない支援を継続するためには、アセスメントを幼児期から児童期、成人期にかけて継続していくことが重要と思われる。アセスメントには発達検査などフォーマルなアセスメントと、行動観察を中心とするインフォーマルアセスメントがあるが、フォーマルアセスメントは個人情報に属するため、さらに共有されにくい（検査結果だけ保護者が受け取ってもそれをどう支援に活かすかわからない等）。個人情報の取り扱いについて必要に応じてどのように柔軟に対応していくか、検討が必要かと思われる。 ・義務教育終了後の課題：福祉や特別支援教育に繋がっているケースはまだ連携できる余地があるが、保護者の障害受容の困難さから支援に繋がっていない場合、義務教育が終わってからの支援が途切れることになり、ニートや引きこもりの地域問題に発展する可能性がある。	人口整備、親の障害受容、導入前のアプローチ		ふみの輪、引継ぎ方法、個人情報の共有、支援統一（連携、教育と福祉2つの計画）
障害者福祉サービス導入の際に、児童期の情報共有。			引継ぎ方法
家族への支援 親が障害の受容ができず、子どもが必要なサービスにつながっていない家庭への支援。	導入前のアプローチ		
未記入			
今回資料内の「子ども部会」設立提案書にもありますように、アセスメント情報が関係者で共有されない。サービスの利用が決定しても人材確保が出来ず、家族負担が増えている。学校→放課後デイ→自宅の通学支援など、民間に頼らず自治体がバスでの送迎が出来るような社会資源増が課題と考えます。		資源不足	個人情報の共有
・児童期の障害児相談支援の利用率を高める ・利用できる障害児相談支援事業所の確保		資源不足、セルフプラン	
計画相談支援へ移行する際に事業所の変更となる場合に事業所間での引継ぎの方法等			引継ぎ方法
私の子供の頃は、療育入所が中心でありました。同じ障害を持つ仲間とともに寝起きをしながら 訓練をした毎日でした。主治医から「歩けたら退院できる」と言われ、それを励みに訓練を続けてきました。今や完全に分業制になってしまったことを感じながら聞いていました。「温室育ち」という通り、最近では発達支援から一貫した生活相談支援の在り方そのものに違和感さえ感じます。			支援統一（切れ目のない地域生活支援体制の在り方）
・乳幼児期から学童期の移行期の引継ぎ ・教育と福祉サービスの連動 ・放デイが区内に少なく、区外を利用している		資源不足	支援統一、引継ぎ方法
・児童発達支援事業の事業所が少ないため、区外を利用している家族が増えている。 ・保育所等訪問支援の事業所がないことにより、教育をベースにして学校や幼稚園・保育園等が福祉サービスと共有や連携が行えるような相談支援の体制を作っていく必要があると思われます。		資源不足、支援体制づくり	
児童期～成人期において関わる人、施設(社会資源)に適切な情報共有がなされることが望ましいと思われるが、個人情報との兼ね合いやすべての関わる人、施設に細やかな情報を提供、共有する必要性ではないと考えられる場合もあると思われる。しかし一方で、情報の不足による損失もあると考え、ふみの輪などの共有フォーマットをデジタル化などでより活かし、展開先によって開示情報の濃淡をつけるなどの検討を深めていく必要があると考えます。			ふみの輪、個人情報の共有、引継ぎ方法

ふみの輪、引継ぎ方法、個人情報の共有、支援統一	8
ニーズの集中、資源不足、セルフプラン、支援体制づくり	6
導入前のアプローチ、親の障害受容、人口整備、本人と家庭の仲介	4

(2) 成人期の課題について								
福祉サービスを継続して利用できない、繋がりにくい方への対応								
家族間の調整が必要なことが多く、本人だけで無い支援が必要になるが、時間が限られて支援が十分でないと感じる。	家族支援							
高齢のご家族との同居のケースが増えている。親亡き後の居住支援、成年後見制度等の利用、検討などの課題	家族支援	親亡き後居住	親亡き後 成年後見					
未記入								
相談を進めていく上で、本人の居住環境の調整が必要な場合、入所施設やグループホームの定員空き情報等、事業所間で共有できると良いと思います。		居住支援 空き情報共有						
成人期については実際のケースに触れていないので十分なことは言えないのですが、高校生の保護者と面談するとよく出る話題として、生活介護やB型、グループホームが少ないと言われてます。また、成人支援になるとき放デイ事業者と担当者会議ができるの良いと思います。		GH不足		通所先不足	児童期からの情報引き継ぎ			
1、居住問題 ①居住地域→東京都内(区内と区外)②形態→入所、グループホーム、同居など③希望する居住形態の量と質 2、家族介護について①ヤングケアラー②ダブル介護(別居して自分の親を介護)③一人親→女性・男性	家族支援 家族介護	居住支援						
8050の課題 親が亡くなった後、知的障害が疑われるが、必要なサービスに繋がっていない方への支援。			親亡き後 8050					
障害者も保護者もともに高齢化になっています。これからは家族支援も考えていく必要を感じます。制度化の検討も必要ではないでしょうか。	家族支援							
前期でも取り上げられた、制度上の年齢以外の切れ目について					制度上以外の年齢切れ目			
・成人期の計画相談支援の利用率を高める ・障害児相談支援と事業所が異なる場合の、事業所間での引き継ぎの方法等(情報共有内容の整理等) ・成人期の制度・連携機関の整理					事業所間引き継ぎ情報共有 制度・連携機関の整理	計画相談利用率		
居住環境が区外に変更になった場合(援護は文京のまま)の区内相談支援事業所のまかなえる範囲と、居住先での相談支援事業所探し、及び、事業所間の引き継ぎ方法等					・事業所間の引き継ぎ ・区外転居者への区内相談支援事業所役割範囲			
①「住宅」の困難さを取り上げていくべきだと考えています。いくら社会福祉法人がグループホームを建設しても一向に足らない状況です。賃貸住宅を活用し、家賃補助やバリアフリーの居室を建設していくための提案を地域福祉という観点だけではなく、居住支援協議会等に問題を投げかけても良いのではないのでしょうか。場合においては、「意見交換」の場を設定すべきだと考えております。 ②「医療」については、昨今では新型コロナウイルスに特化していますが、緊急・検査入院においても、看護の際の看護師とのコミュニケーションの取り方や体位交換、ベット上での姿勢保持またはトイレなど必要に応じては普段から入っているヘルパーの派遣を認めさせていくよう、入院先の医療従事者と話し合っしてほしいと考えています。。		・居住支援 ・GH不足 ・賃貸住宅活用 ・居住支援協議会との連携					入院時のヘルパー利用	
・家族の加齢のための自立や単身での生活ができる環境・スキル構築の支援体制 ・上記に伴う住まい、相続や後見など ・住まい探しや行政手続き、金銭管理など基本相談や直接介入できる人員	家族支援	居住支援	相続 成年後見					直接支援の担い手不足
・高校卒業後の進路で生活介護の受け入れ先が一杯になっていると思われます。ご本人やご家族が希望している進路先にならなかったりすることも考えられます。 ・青年期で日中活動や就労後の余暇活動の居場所づくり				・通所先不足 ・余暇活動の居場所不足				
児童期～成人期において関わる人、施設(社会資源)に適切な情報共有がなされることが望ましいと思われるが、個人情報との兼ね合いやすべての関わる人、施設に細やかな情報を提供、共有する必要性まではないと考えられる場合もあると思われる。しかし一方で、情報の不足による損失もあると考え、ふみの輪などの共有フォーマットをデジタル化などでより活かす、展開先によって開示情報の濃淡をつけるなどの検討を深めていく必要があると考えます。					・情報共有			

居住支援、GH不足、空き情報共有、賃貸住宅活用、居住支援協議会との連携	6
家族支援、家族介護	5
事業所間引き継ぎ情報共有、制度・連携機関の整理	5
親亡き後(8050)、成年後見、相続	3
通所先不足、余暇活動の居場所不足	2
サービスを継続して利用できない方への対応の工夫	1
計画相談利用率向上	1
入院時のヘルパー利用	1
一般相談や住まい探し等の直接支援の担い手不足	1

(3) 高齢期の課題について					(4) その他ご意見	
家族まるごと（世帯員全員が高齢・障害（見立て含む））支援についての対応	支援（世帯支援）				今後、実態調査の分析からも課題を抽出していく必要がある	実態調査からの課題抽出
役割が減ることによる病状の不安定さ。孤立しやすくなるが、自分から支援を求めない傾向がある。	支援（孤独、支援を求めない）					
介護保険への移行に向けての制度説明、サービスの違いや利用料等について、ご本人への説明や理解の難しさ。移行期間中も含めたケアマネとの連携。		介護保険への円滑な移行	連携（障害と介護）			
未記入					・人材確保、育成	人材確保、育成
障害分野と高齢分野の連携。勉強会の開催などを通じて区内事業所間で顔の見える関係が作れると良いと思います。			連携（障害と介護） 勉強会		宜しく願いいたします。	
保護者が高齢になりご本人の支援が難しくなったとき、住環境はどうなるのか？				住環境		
介護保険への切り替え		介護保険への円滑な移行			遅くなり申し訳ありませんでした。今期から委員となり不勉強な点が多いです。宜しく願いいたします。	
医療と福祉分野の連携 本人も医療的ニーズを持っておらず、医療的な視点で見ると緊急性が高くないが、生活上の課題は生じている方への支援。			連携（医療）			
高齢になった障害者が介護保険に変更になった時、滞りなく支援を受けられるか？情報が足りないと感じます。		介護保険への円滑な移行 必要な支援を受けられるか				
地域生活支援で地区における課題を介護保険のケアマネジャーと共有する機会が設けられたことを聞いている。地区の事業所の交流会（医療・介護・障害）が作れ、ダブルケアマネがスムーズに進められるようになるのが課題だと考えます。		ダブルケアマネ				
・介護保険利用時のケアマネジャーとの引継ぎの方法等（情報共有内容の整理等） ・介護保険利用時の介護保険サービスへの円滑な移行		介護保険への円滑な移行				
・長年障害福祉サービスで生活してきた方が年齢到達で介護サービスへの移行 （生活介護からデイサービス等）となる場合のご本人やご家族のご理解 ・介護保険利用に至った場合のケアマネジャーとの連携・引継ぎ方法等		介護保険への円滑な移行	連携（障害と介護）			
支援法には、重度訪問介護という支援の中で「移動」（通院、買い物等）が含まれていますが、65歳で介護保険に移行した場合、移動が出来なくなってしまいます。自宅⇄高齢者施設（デイサービス等）はもちろんですが、重度訪問介護で受けられていたことがすべてできなくなってしまうことがとても不安です。		介護保険サービス移行に伴いサービスが使えなくなる・限られる			先ほど「居住支援協議会」との意見交換と記載しましたが、ぜひ他の委員会への傍聴または意見交換を実現させてほしいと願っております。	他会議体への参加、交流
・福祉サービスと介護保険の居宅介護の違い ・相談支援専門員とケアマネの連携、お互いを知る機会			連携（障害と介護） 制度の違いも含めお互いを知る		5080の家族の支援が増えている。今後家族が更に支えられない、亡き後の支援を構築していく必要がある。実践の中で何が足りないのか。何があれば安心できる生活につながるのか、具体的な方策が必要。	8050問題への対応。実践から課題
障害福祉サービスから介護保険への移行について移行によりサービスの量が減ってしまうこと。		介護保険サービス移行に伴いサービスが使えなくなる・限られる				
知的障害者が高齢期を迎えた時の具体的な支援のノウハウが蓄積されていない可能性がある。（認知症と類似する部分もあると思われるが、知的障害特有の部分で特別な支援、ケアが必要になった場合に、障害者と高齢者両方の支援、介護の知識やスキルを持った人材の育成の必要性もあると考えています）			障害特有の個別性の高い支援への対応	障害と介護両方に対応した人材の育成	遅くなり申し訳ありません	

介護保険への円滑な移行、必要な支援を受けられるか、ダブルケアマネ、介護保険サービス移行に伴いサービスが使えなくなる・限られる	7
連携（障害と介護）、連携（医療）、制度の違いも含めお互いを知る、勉強会	6
支援（世帯支援）、支援（孤独、支援を求めない）	2
障害と介護両方に対応した人材の育成	1

実態調査からの課題抽出	1
人材確保、育成	1
他会議体への参加、交流	1
8050問題への対応。実践から課題	1